

# 令和4年度事業計画

## 1. 基本方針

令和2年から続く新型コロナウイルス感染の影響により、人々の暮らしや仕事の形態など全てが変わりました。また、経済にも大打撃を与え倒産や経営規模を大幅に縮小する企業が増えました。当センターも例外ではなく、請負、派遣事業ともに受注量が大幅に減少し、新規入会者もなかなか増えず、技能講習会などのあらゆる行事が中止になりました。

しかし、これからはコロナ禍を「異常事態」と考え嘆くのは終わりにして、これが「普通」「日常」であると切替えて、働く環境においてしっかりと感染予防対策を講じたうえで、失った就業機会を取り戻し、地域貢献につなげていくことが大切であると考えます。

このコロナ禍でも「きよす家事サポート事業」の依頼件数が増えており、人々との接触が制限される中でも、人の助けを求める市民が多くいることが分かりました。まさにシルバー人材センター会員がその役割を担い、地域への貢献、現役世代を支える、そして高齢者をサポートする存在であるべきだと思います。このような市民の要望に応えるには、何よりも会員数を増やすことが必須になります。理事会では、新規会員獲得のため、令和2年度から1月から3月に入会の場合に限り会費を無料にすることを決めました。また、会員数増加には会員みなさんの口コミが一番効果的であると言われていています。みなさんのお力添えを是非ともお願いします。

令和4年度も引き続き、シルバー人材センターの基本理念である「自主・自立、共働・共助」の下「信頼される就業」「親切・丁寧な対応」「安全に対する配慮」を念頭において、就業していただきますようお願いいたします。

## 2. 実施計画

### (1) 就業機会の確保と組織的提供事業（定款第4条(1)）

地域に密着した高齢者に相応しい仕事「臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く）又はその他の軽易な業務に係る就業」を一般家庭、事業所及び公共団体から請負又は委任により、自ら引き受けることを希望する会員に提供する。清須市高齢福祉課及び社会福祉協議会と連携し、「きよす家事サポート事業」を推進し、会員への組織的な提供に努める。

(2) 職業紹介事業（定款第4条(2)）

臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して就労機会を提供する職業紹介事業を実施する（愛知県知事が指定した場合に限り、週40時間を上限とすることが可能）。

(3) 労働者派遣事業（定款第4条(3)）

臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して就労機会を提供する労働者派遣事業を実施する（愛知県知事が指定した場合に限り、週40時間を上限とすることが可能）。また、会員の能力向上のための研修を行う。

(4) 知識及び技能の習得を目的とした事業（定款第4条(4)）

- ア) 刈払機取扱研修会を開催する。
- イ) 剪定研修会を開催する。
- ウ) 安全作業に関する研修会を開催する。
- エ) 熱中症に関する研修会を開催する。
- オ) おなか元気セミナー（健康教室）を開催する。
- カ) 愛知県シルバー人材センター連合会が主催する技能講習会に参加する。
- キ) 林業・木材製造業労働災害防止協会等が主催する技能講習会に参加する。

(5) 高齢者の就業に関する調査研究及び相談事業の実施（定款第4条(5)）

- ア) 愛知県シルバー人材センター連合会並びに尾東地区シルバー人材センター連絡協議会と連携し、情報収集に努める。
- イ) 入会を希望する高齢者を対象に、毎月入会説明会を開催し、高齢者の相談に対応する。
- ウ) 先進シルバー人材センターの情報を収集し、当センターの運営に活かすことを目的に役員研修を実施する。
- エ) ワンコイン事業及び独自事業の実施に向けて協議を行う。

(6) 安全適正就業推進事業（定款第4条(6)）

事業を実施するうえで、安全就業の達成は最優先です。就業会員並びに安全委員会及び事務局が共通の目的意識を持ち、事故防止のため以下の取り組みを推進する。

- ア) 安全対策指導員が現場パトロールを実施する。
- イ) 安全委員会による安全パトロールを実施する。
- ウ) 安全・適正就業年次計画を配布する。
- エ) 愛知県シルバー人材センター連合会が行う各種「事故防止キャンペーン」に参加する。
- オ) 愛知県シルバー人材センター連合会が主催する「安全推進大会」に参加し、安全就業の情報収集に努める。
- カ) 剪定班長、草刈班長及び安全委員会で「安全対策会議」を開催する。

(7) センターの活動等について周知を図る事業（定款第4条(7)）

- ア) ボランティア活動を実施する。
- イ) ホームページを随時更新し、センターの情報発信を行う。
- ウ) 家事サポート養成講座に参加し、シルバーのPRを行う。
- エ) シルバーPRカードを清須市高齢福祉課管轄の施設に配置する。
- オ) 清須市広報に会員募集記事の掲載を依頼する。
- カ) ボランティア活動の際に「シルバー事業PRチラシ」を配布する。

(8) 会員の増員に努める事業

- ア) センター行事に出席した際にポイントを付けて、一定に達した際に粗品を進呈する「ポイントカード」を配布する。
- イ) 会員同士の親睦をはかり、仕事以外の楽しみを提供するため、会員研修旅行を実施する。
- ウ) 新規会員勧誘チラシを作成し、清須市広報にチラシを入れる。地域や関係団体等に配布・配置する。

(9) その他センターの目的を達成するために必要な事業（定款第4条(8)）

- ア) 剪定班始め職域ごとに班会議を開催し、就業会員との意思疎通を図り、円滑な運営に努める。
- イ) 会員に対して「体力及び能力に合った仕事の提供のための申し合わせ」を進め、発注者への「良質な仕事の提供」を目指す。